

大学・短期大学・専門学校等に在学する学生の皆さんを応援します

# 大学生等支援臨時給付金事業

コロナ禍の影響を受けている大学生等の皆さんに、生活・学業の継続を支援するため、9万円を給付します！

## ○給付金支給対象条件

対象者 <small>(全て該当)</small>	保護者	令和3年7月1日現在南富良野町に住民登録をしている方
	学生	①1年以上南富良野町に住民登録をしている、または、登録していた学生 ②健康保険証が保護者の被扶養者となっている学生
在学対象校	学校教育法の規定に基づく学校	大学・大学院・短期大学
		専修学校（専門課程に限る）
		高等専門学校（第4、5学年に限る）
	上記対象校に準ずると認められる国外の学校	

町「すこやか子ども医療費受給者証」を交付されている方は、対象となります。  
年齢要件で、交付されていない方についても、上記給付条件を満たしている場合は、給付対象者に該当します。  
不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にてご確認願います。

○給付金額 9万円

○給付方法 1ヶ月3万円とし、3回に分け、学生本人の口座へ給付します。  
(例：7月・8月・9月に各3万円 計9万円の給付)

○申請受付期間 令和3年7月1日（木）から令和3年9月30日（木）まで

○提出書類 申請書および次の添付書類

※申請書の様式は、町のホームページ (<https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/>)  
で公開しています。

○添付書類 1 在学証明書 または 学生証 のコピー

2 健康保険証等のコピー

3 学生本人名義の振込み先口座情報

(金融機関名、支店名、口座番号が確認できるもののコピー)

※ゆうちょ銀行は、振込用の店番・預金種目・口座番号が記載されている欄のコピー

○提出先 南富良野町教育委員会総務係（郵送可能）

※保護者の方の代理申請も可能です。

○注意事項 給付後に不正が発覚した場合には、給付を取り消すとともに、速やかに給付額を全額返還していただきます。

●問い合わせ先 教育委員会総務係 ☎0167-52-2145